

和光市下新倉保育クラブ
指定管理者公募要項

和 光 市

1	指定管理者の募集について	1
2	対象保育クラブについて	1
3	指定期間	1
4	開所日、開所時間及び休所日	
	(1) 開所日	1
	(2) 開所時間	1
	(3) 休所日	1
5	保育クラブ利用対象者	1
6	指定管理者が行う業務	
	(1) 保育クラブの運営	2
	(2) 自主事業	2
	(3) 指定管理者として必要な業務	2
7	保育クラブの入退所、保育料等について	
	(1) 入所及び退所	2
	(2) 保育料	2
8	指定管理料に関する事項	
	(1) 指定管理料について	3
	(2) 管理口座について	3
	(3) 指定管理料の精算等について	3
	(4) 指定管理料の変更等	3
9	リスク等に関すること	
	(1) 保険の加入について	3
	(2) その他	3
10	業務を実施するにあたっての留意事項	
	(1) 関係法令等の遵守	3
	(2) 業務の再委託の禁止	3
11	事業評価	
	(1) 実績評価	3
	(2) 改善勧告	3
12	業務の継続が困難になった場合の措置	
	(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	4
	(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合	4
13	業務の引継ぎ	4
14	職員の雇用について	4
15	協定に関する事項	4
16	議会の議決が得られなかった場合の措置	4
17	応募に関する事項	
	(1) 応募資格	5

(2) 提出書類	5
(3) 応募に係る注意事項	5
18 審査及び選定に関する事項	
(1) 選定方法	6
(2) 応募者の失格	6
(3) 選定の基準	6
(4) 選定結果の通知及び公表	6
19 募集及び選定のスケジュール	7
20 問い合わせ先	7

【別紙】

別紙1 リスク分担表	8
別紙2 選定基準	10
規則様式第1号「和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書」	12
公募要項様式第1「保育クラブ公募に関する質問書」	13
公募要項様式第2「指定管理者資格確認申込書」	14
公募要項様式第3「共同事業体協定書兼委任状」	15
公募要項様式第4「団体概要」	16
公募要項様式第5「役員等名簿」	17

1 指定管理者の募集について（はじめに）

平成15年9月の地方自治法改正により、「公の施設」の管理運営について、指定管理者制度が導入され、和光市保育クラブにおいても平成18年度から指定管理者制度を導入しました。

このたび、現行の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、施設の管理運営に意欲のある団体を公募します。

2 対象保育クラブについて

- ① 名称：下新倉保育クラブ
- ② 所在地：和光市大字下新倉5-21-6（和光市下新倉児童センター隣）
- ③ 構造：プレハブ平屋 1階建
- ④ 規模：延べ床面積 123㎡
- ⑤ 定員：90名
- ⑥ 開設日：平成16年10月1日

3 指定期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

4 開所日、開所時間及び休所日

(1) 開所日

(3)に掲げる以外の日

(2) 開所時間

正午から午後7時まで。ただし、土曜日、学校行事等の振替休業日、夏休みなどの長期休業日は、午前8時から午後7時までとする。

(3) 休所日

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

5 保育クラブ利用対象者

和光市保育クラブ設置及び管理条例、和光市保育クラブガイドラインのとおり

6 指定管理者が行う業務

(1) 保育クラブの運営

- ① 和光市保育クラブガイドラインに沿った保育クラブの運営
- ② 入所児童に対する書類等の配布、受付、回収等
- ③ 地域の子育て支援
- ④ 運営委員会の設置
- ⑤ 児童を新倉小学校、白子小学校まで、車両で迎えに行くこと。
- ⑥ 児童を市が定めた地点まで、車両で送ること。
- ⑦ その他、日常業務の調整等

(2) 自主事業

- ① 保育クラブの設置目的に合致し、効果的な運用、利便性の向上を図るための事業を実施すること。
- ② 事業の実施により、得た収入は指定管理者の収入とする。
- ③ 事業が保育クラブの設置目的に合しないと市が判断した場合は、事業の改善、中止を命じる。
- ④ 事業に伴う費用は、指定管理料には含まれないため、収支は別に管理すること。

(3) 指定管理者として必要な業務

- ① 施設維持管理
- ② 軽易な修繕費の負担
- ③ 年間事業計画書、実績報告書の作成
- ④ 収支予算書、決算書の作成
- ⑤ 自己評価の実施
- ⑥ 利用者アンケートの実施
- ⑦ 指定期間終了にあたっての引継業務

7 保育クラブの入退所、保育料等について

(1) 入所及び退所

入退所に係る申し込みの受付、審査、決定等については、市が実施する。

(2) 保育料

保育料は市が決定する。また、利用者ごとの保育料の算定、徴収についても市が実施する。ただし、滞納保育料の徴収については市に協力すること。

8 指定管理料に関する事項

(1) 指定管理料について

指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、月単位で支払うものとする。具体的な支払金額、時期及び方法については協定で定める。

(2) 管理口座について

団体自体の口座とは別に口座を開設し、管理すること。

(3) 指定管理料の精算等について

施設の維持修繕（1件5万円以内）、備品（1件2万円以内）に要する経費は、緊急を要するものに対応するため、指定管理料に含めるが、これらに不用額が生じた場合は返還すること。また、経費が指定管理料を超過しても、追加措置は行わない。

(4) 指定管理料の変更等

大幅な物価変動、業務の不履行等、特別な事情が生じた場合は協議のうえ、指定管理料を見直すことができるものとする。

9 リスク等に関すること

(1) 保険の加入について

- ① 指定管理者は児童健全育成推進財団児童安全共済に加入すること。
- ② 市は全国市有物件災害共済会建物総合損害賠償保険に加入する。

(2) その他

リスクの基本的な考え方は、別紙1リスク分担表を参照すること。

10 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 関係法令等の遵守

保育クラブを運営するにあたり、児童福祉法等の関係法令等を遵守し、和光市保育クラブガイドラインも熟知すること。

(2) 業務の再委託の禁止

指定管理者は事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃や警備、設備の保守点検などの維持管理業務や、その他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではない。

11 事業評価

(1) 実績評価

事業開始後の運営実績評価は、年度ごとに選定当時の選定基準、事業計画書などに基づいて実施し、評価結果は市のホームページ上にて公表する。

(2) 改善勧告

評価に基づき、業務の改善が必要な場合は改善勧告を行う。勧告によっても改善が見られない場合は指定期間中であっても、指定を取り消す。

12 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合は、市長は指定の取消しができるものとする。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償すること。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

市、指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、両者で協議を行うものとする。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合は、市長はその指定を取り消すことができるものとする。

13 業務の引継ぎ

指定管理者候補者とは仮協定締結以降、業務開始に向けて、随時、協議や業務引継ぎを行っていきます。なお、その経費については候補者の負担とします。

指定期間の終了、もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとし、また、次期指定管理者より、引継ぎを行うための視察研修等の申出があったときは、応じなければならない。

14 職員の雇用について

現行の指定管理者となっている団体以外の団体が指定管理者となる場合にあっては、現指定管理者である団体が当該指定管理に係る業務を行う者として雇用している職員のうち、引き続き雇用を希望する者については、誠意をもって勤務条件を整備し可能な限り雇用することを原則としてください。

15 協定に関する事項

- ① 市長は選定委員会の審査結果報告を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- ② 市長は優先交渉権者と協議し、成立した場合は仮協定を締結するが、成立しない場合は、次点交渉権者と協議を行う。
- ③ 市長は優先交渉権者と仮協定の締結後、市議会へ指定管理者の指定に関する議案を上程する。
- ④ 市長は市議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定し、本協定を締結する。

16 議会の議決が得られなかった場合の措置

議会での議決が得られない場合や、指定管理者に指定することが不相当と認められる事態が生じたときは、仮協定を解除する。なお、応募に関して負担した費用、管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しない。

17 応募に関する事項

(1) 応募資格

法人、その他の団体で、緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速に対応できる場所に、本社、事業所等を有するものとする。(個人での応募はできない。)

複数の団体で構成するグループでの応募も可能だが、その場合は代表団体を定め、上記の条件をその代表団体に求める。

(2) 提出書類

以下の書類を、正本1部、副本14部及び同様のデータの入ったCDを1枚提出すること。(書類は、原則A4サイズとすること。)

- ① 和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書(規則様式第1号)
- ② 指定管理者資格確認申込書(公募要項様式第2)【共同事業体で応募する場合】
- ③ 共同事業体協定書兼委任状(公募要項様式第3)【共同事業体で応募する場合】
- ④ 団体概要(公募要項様式第4)
- ⑤ 役員等名簿(公募要項様式第5)
- ⑥ 自主事業計画書、自主事収支計画書
- ⑦ 指定期間における事業計画書、収支計画書
- ⑧ 法人の登記簿謄本、または登記事項証明書
- ⑨ 法人の印鑑証明書
- ⑩ 団体等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のわかる書類(各団体作成の外部向けのパンフレット等)
- ⑪ 直近2年分の納税証明書
- ⑫ 直近2年分の決算書、事業報告書

(3) 応募に係る注意事項

- ① 選定委員、本件業務に従事する職員及び関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。
- ② 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とする。
- ③ 提出された書類の内容変更、書類の追加はできない。ただし、市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがある。
- ④ 応募書類は理由を問わず返却しない。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ⑥ 団体の提出する書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は、応募者に帰属する。指定管理者の決定後、選考された応募書類の著作権は市に帰属する。
- ⑦ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて提出すること。

18 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、知識経験を有する者及び市職員による選定委員会を設置し、当該選定委員会の審査によるものとします。なお、審査の過程において、申請した者に対する公開プロポーザルを実施します。また応募団体が多数の場合は、書類審査を実施することもあります。

(2) 応募者の失格

応募団体が以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
- ② 本市、その他の地方公共団体から、指定取消処分を受けた事がある場合。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する、暴力団、団員。または、それらと社会的に非難される関係にある場合。
- ④ 諸税を滞納している場合。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づく再生や、再生手続きを行っている場合。
- ⑥ 本市から指名停止措置を受けている場合。
- ⑦ 本市と係争中の場合。
- ⑧ 本指定の選定委員会の委員が、経営及び運営に直接関与している場合。
- ⑨ 応募に関して、応募者の不正な行為が明らかになった場合。

(3) 選定の基準

指定管理者を選定する際の基準は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年6月22日条例第16号）第4条に指定する指定の要件等を基本として、別紙2の評価項目に基づき、公正かつ適正に審査し、選定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果は、各団体に対して文書にて通知すると同時に、市のホームページにおいて公表します。公表内容は、応募団体数、団体名、選定方法、選定委員会委員、選定基準及び配点、審査結果(各応募団体の得点)及び選定された団体の提案内容等です。

19 募集及び選定のスケジュール

- ① 募集要項の配布： 平成22年5月17日(月)～平成22年5月31日(月)
(土日祝日を除く)

配布場所： 和光市教育委員会生涯学習課

配布時間： 8：30～17：15

- ② 質問の受付： 平成22年5月24日(月)～平成22年5月31日(月)

質問がある場合は、公募要項様式第1に記入の上、Eメール又はFAXで提出すること。

- ③ 質問の回答 平成22年6月4日(金) ホームページで公開します。

- ④ 申請書の受付 平成22年6月7日(月)～平成22年6月10日(木)

- ⑤ 書類審査 平成22年6月下旬

- ⑥ プロポーザル審査 平成22年7月10日(土)

- ⑦ 選定結果の通知 平成22年7月下旬

- ⑧ 仮協定の締結 平成22年8月上旬

- ⑨ 指定管理者の指定の議決 平成22年9月議会

※ 選定スケジュールについては、申請書の受付後、申請団体に対し、随時通知する。

20 問い合わせ先

和光市教育委員会生涯学習課

埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所4階

TEL 048-424-9150 (直通)

FAX 048-464-7901

Eメール：h0300@city.wako.lg.jp

リスク分担表

リスクの基本的な考え方は次のとおりです。詳細は協定締結時に定めます。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定管理者
応募書類に関する権利の帰属	指定管理者が決定するまでの間		○
	指定管理者の決定後	○	
	選考されなかった団体		○
応募	応募に関して必要となる経費		○
議会の議決が得られなかった等、協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結したが、協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	市側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の改正による経費の増加	○	
	人件費、物品等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
	燃料等社会情勢による大きな物価の変動があった場合の経費の増加	両者の協議	
書類の誤り	事業内容等を指示する書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加や指定管理料の減額等		○

需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・物品及び資料等の損傷等	経年劣化によるものできわめて小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外によるもの	○	
	第三者の行為から生じた極めて小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○(市が求償権を行使)
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○(市が求償権を行使)
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定管理期間の満了又は期間途中における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害(地震・台風など)、暴動等による業務の中止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

別紙2

選定基準	選定のポイント
1 指定管理者としての適正 (1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の基本的な政策や計画、施設の設置目的や性格等を十分に理解し、それらに適合した管理運営に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的配置や財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・長期安定的な管理運営を行える人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	<ul style="list-style-type: none"> ・同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ・保育クラブの管理運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ・複数の団体が共同して1つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の有効性 (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に係る事業計画が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ・利用者の利便性を高めるための提案があるか。 ・保育クラブ間の連携が図られる提案があるか。
(2) 利用者の満足向上	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の満足が得られるよう、十分考えられているか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ・利用者からの苦情に対する対策が考えられているか。 ・利用者への情報提供が図られるよう考えられているか。 ・その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
3 指定管理業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。 ・経費を低減させるための提案があるか。 ・施設の管理運営に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものか。 ・清掃、警備、設備の保守点検などの業務について再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。
4 適正性 (1) 管理運営体制など	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ・施設の管理運営にあたる人員の配置が合理的であるか。 ・施設の管理運営にあたる人員が、必要な資格、経験等を有しているか。 ・事業の質の向上を図るよう、職員の意見や職員研修が考えられているか。

<p>(2) 安全対策、危機管理体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報を守るための対策があるか。 ・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが、十分に考えられているか。 ・防犯、防災対策や非常災害時などの危機管理体制などが十分考えられているか。(非常災害時における市への応援協力を含む。)
<p>5 施設の特性に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの視線に立った事業内容が考えられているか。 ・子どもの意見等を反映させるシステムが考えられているか。 ・自主事業の提案が、保育クラブの設置目的に合致しているか。 ・保護者との連携をとるシステムが考えられているか。 ・小学校との連携をとるシステムが考えられているか。 ・子育て支援等、地域との協調が考えられているか。 ・児童の送迎(車両運行)について、利便性や効率性を考えているか。 ・その他、和光市保育クラブガイドラインに沿った事業内容となっているか。
<p>6 総合的に判断して、保育クラブの指定管理者としてふさわしいか。</p>	

規則様式第 1 号

和光市公の施設に係る指定管理者指定申請書

年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名 印

指定管理者の指定を受けたいので、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 関係書類の名称

公募要項様式第 1

年 月 日

和光市教育委員会生涯学習課 行

和光市保育クラブ指定管理者募集に関する質問書

和光市保育クラブ指定管理者公募要領について、下記のとおり質問事項を提出します。

法人・団体名			
住 所			
電話番号		F A X 番号	
担当者名		E - mail	
項 目	【資料名】 募集要領・その他 () 【ページ・項目】		
質問内容			

※ 質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

公募要項様式第2

指定管理者資格確認申込書

年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

【共同事業体】 所在地 _____
名 称 _____

【代表者】 所在地 _____
(構成員) 商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

【構成員】 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

【構成員】 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

持参人 会社名 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

保育クラブの指定管理者募集への参加資格について確認していただきたいので、共同事業体協定書兼委任状（公募要項様式第3）を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

公募要項様式第3

共同事業体協定書兼委任状

年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

共同事業体名 _____

代表者所在地 _____

名称又は商号 _____

代表者氏名 _____ 印

和光市保育クラブの指定管理者に応募するため、共同事業体を結成し、和光市との間における以下の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該施設の指定管理者に選定された場合は、各構成団体は当該施設の指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体名称		
共同事業体の代表構成団体	所在地 名称 代表者氏名	印
共同事業体の事務所所在地		
共同事業体の構成団体(委任者)	所在地 _____ 名称 _____ 代表者氏名 _____ 印	所在地 _____ 名称 _____ 代表者氏名 _____ 印
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	平成 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が当該施設の指定管理者とならなかった場合は直ちに解散します。また、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。	
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する事項 2 協定書締結に関する事項 3 経費の請求受領に関する事項 4 契約に関する事項	
その他	1 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定の定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。	

※共同事業体の構成団体の数が3者を超える場合は、本様式に準じて様式を作成してください。

公募要項様式第4

団体概要

年 月 日現在

だんたいめい 団体名				
所在地	〒	電話番号		
代表者	FAX			
設立年月日	年 月			
職員数	正社員 人／その他 人／合計 人（年 月 日現在）			
資本金	千円			
事業所	名称			
	所在地	〒		
沿革				
業務内容				
主な実績				
財政状況 (過去3年間 について記 入してくだ さい。)	年度	年度	年度	年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累計損益			
応募に関する担当連絡先				
氏名	部署・職名			
電話番号	FAX			
E-mail				

※ 共同事業体の場合は、代表構成団体及び全ての構成団体について提出してください。

公募要項様式第5

役員等名簿

年 月 日現在

名 称				
主たる事業所の所在地				
代表者等	役 職	氏 名 <small>ふり かな</small>	生年月日	住所
備 考				